

平成30年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・
ビル（ZEB）化・省CO2促進事業

上下水道施設の省CO2促進事業

SERA

一般社団法人静岡県環境資源協会

1. はじめに
2. 公募する事業の内容
3. 補助事業の実施に関する事項
4. 応募（申請）に関する事項

補助金応募の際の重要事項

1. 本事業の執行には法律及び交付要綱等の規定により適正に行うこと。
2. 提出する書類は、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わない。
3. 補助金の交付決定前に契約・発注等を行った経費は、交付規程に定める場合を除き、補助金の交付対象とはならない。
4. 補助金で取得し、または効用の増加した財産を処分制限期間内に処分しようとする時は、事前にSERAの承認を受けること。
5. 事業の実施により、エネルギー起源CO2の排出量が確実に削減されることが重要。申請時に算出過程を含むCO2削減の根拠の明示と事業完了後に削減量の実績を報告する。
6. 補助事業の実施中または完了後に必要に応じて現地調査等を実施する。
7. 不正行為が認められたときは、交付決定の解除を行うとともに、支払い済みの補助金のうち解除対象となった額を返還してもらう。また、補助金に係る不正行為に対しては、SERAホームページで申請者名等を公表する。なお、補助金等に係る不正行為に対して、適正化法において、刑事罰等を科すことが規定されている。
8. 万が一、規定を守らず、SERAの指示に従わない場合には、交付決定の解除の措置をとることもある。また、事業完了後に補助事業の効果が発現されていないと判断される場合は、補助金返還などを求めることもある。

2

1. はじめに

2. 公募する事業の内容

3. 補助事業の実施に関する事項

4. 応募（申請）に関する事項

3

事業の目的

本上水道システムにおける未利用圧力等を活用する小水力発電設備等の**再エネ設備**や高効率設備、ポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の**省エネ設備**、下水処理場の常用電源として整備する太陽光発電設備等の**再エネ設備**、IoT等を用いた下水処理場の**省エネ化のために監視システム、運転制御システム等を改修**又は付加的に設置する事業に要する経費の一部に補助金を交付することにより、低炭素型の上下水道システムの実現に資することを目的とする。

－ 基本的要件 －

- 事業を行うための実績・能力があり、実施体制が構築されていること。
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が**明確な根拠に基づき**示されていること。
- 本事業の補助により導入する設備等について、**国からの他の補助金を受けていない**こと。
- 「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する申請者は対象外とする。誓約事項に違反した場合は、交付決定を解除する。

対象施設・設備等

対象事業

- ① **上水道システムにおける省CO2促進モデル事業**
水道事業者等が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る対象の施設・設備を整備する事業
- ② **下水道処理場における省CO2化推進事業**
下水道管理者が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る対象の施設・設備を整備する事業。

対象施設・設備

- ① **上水道システム**
 - **再生可能エネルギー施設・設備**
小水力発電、太陽光発電、ヒートポンプ
 - **省エネルギー施設・設備**
インバータ設備、高効率モータ、高効率ポンプ等
 - ② **下水道処理場**
 - **再生可能エネルギー施設・設備**
太陽光発電
 - **省エネルギー施設・設備**
運転制御システム・監視システム等
- ※詳細は公募要領で確認すること

申請者

補助金を申請をできる者

- ① 上水道システムにおける省CO2促進モデル事業
 - a. 水道事業者又は水道用水供給事業者
 - b. aの所有する施設・設備の提供契約（PFI、ファイナンスリース）を行う民間企業
- ② 下水道処理場における省CO2化推進事業
 - a. 下水道管理者
 - b. aの所有する施設・設備の提供契約（PFI、ファイナンスリース）を行う民間企業。

補助事業における共同実施

全ての事業者が補助事業者に該当することが必要となる。

ファイナンスリースまたはESCO事業

リース事業者あるいはESCO事業者を代表事業者とし、建物所有者等を共同申請者とする。

6

補助金の交付額・事業期間

補助金の交付額

- ① 太陽光発電設備
3分の1
- ② 太陽光発電設備以外
2分の1

※ 水道システムにおける省CO2促進モデル事業については交付規程の規定により、交付額が100万円に満たない場合は交付決定を行わない

補助事業期間

2年度以内

- ※複数年度計画の場合、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書が提出すること
- ※補助金の交付申請等は年度ごとに行うこと
- ※交付決定日以降に事業を開始し、本年度事業については平成31年2月28日までに完了すること

7

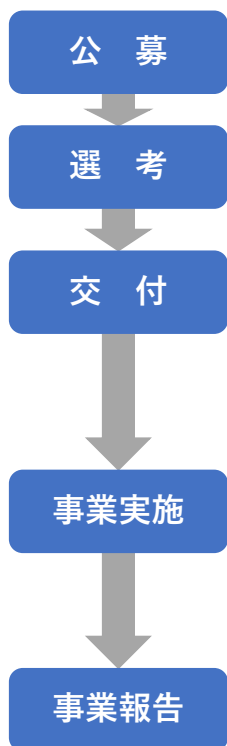
1. はじめに

2. 公募する事業の内容

3. 補助事業の実施に関する事項

4. 応募（申請）に関する事項

事業スケジュール



年間予定	申請者	SERA
公募期間 4月16日～5月25日	情報入手 ↓ 交付規程、公募要領等を元に 応募申請書類作成・提出	交付規程、公募要領等 SERAホームページで公開 ↓ 公募受付(4/16～5/25)
選考 審査 5月下旬 採択の決定(6月下旬)		応募申請書類審査・選考 ↓ 審査委員会採点基準に基づく採点 ↓ 採択の決定(6月下旬)
交付申請期間 交付申請期間 申請書提出 採択通知後 交付決定(7月下旬～)	採択事業者への専断取組説明会の開催 (7月上旬・東京・採択決定者は参加必須) ↓ 交付規程を元に 交付申請書類作成・提出	交付申請書類確認 ↓ 交付決定通知(7月下旬～)
事業の完了 1月31日までに事業完了	事業開始(交付決定日以降) ↓ 工事請負契約等 ↓ 工事 ↓ 検収 事業完了 支払い完了 1月31日まで ↓ 完了実績報告書の作成・提出	着工審査(必要に応じ) ↓ 進捗状況報告 (必要に応じ現地調査等を実施) ↓ 確定検査(要領等参照、必要に応じ現地調査) ↓ 交付関係確定通知 ↓ 補助金支払い～3月31日まで
事業報告書の提出 (毎年度毎に年度の終了後30日 以内に提出)	完了実績報告書の提出 (事業完了(検収日)後30 日以内または補助事業の 完了した日の属する年度の 2月10日)のいずれか早い 日まで	確定検査 ↓ 精算払込請求書 ↓ 事業報告書の受領(環境大臣)
事業報告書の提出 (毎年度毎に年度の終了後30日 以内に提出)	事業報告書の作成・提出 (補助事業の完了した日からその年度の 3月31日までの期間及びその後の3年 間の経費、通年1年度のCO2削減量など を報告)	

補助対象事業の選定

選定方法

- ①応募者より提出された実施計画書等をもとに、**審査基準に基づき厳正に審査を行い**、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。
- ②対象事業の**基本的要件に適合しない**提案は審査を行わない。
- ③審査結果、対象事業要件に適合する提案であっても、**補助金額の減額**又は**不採択となる場合**がある。
- ④審査結果より**付帯条件**、あるいは申請された**計画の変更**を求める場合がある。

※審査結果に対するご意見・お問い合わせには対応しない。

※審査基準案については、公募要領で確認すること。

※特定の高效率機器（L2-Tech製品）等は審査の際に加点対象となる。
最新版のリストに掲載の製品が対象

※L2-Tech：先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology)

応募にあたっての留意事項

虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、**事業の不採択、採択の取消、交付決定の解除、補助金の返還等**の措置をとることがある。また、不正行為が認められた場合、SERAホームページで、**申請者の名称等を公表する**。

補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限る。

※補助金適正化法では、補助金の目的外使用は固く禁じられている。

利益排除

自社調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、**原価計算により利益相当分を排除した額**（製造原価）を補助対象経費の実績額とする。

補助事業採択後における留意事項について①

基本的な事項について

- 補助金の交付については予算の範囲内で交付する。
- 適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び実施要領の規定によるほか、交付規程の定めるところによる。

※規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがある。

採択以降～補助金交付までについて

① 交付申請

採択された事業者には、交付申請書を速やかに提出すること。

補助対象経費は、原則として、平成31年2月28日までに行われる事業で、かつ当該期間までに支払いが完了するもの。

② 交付決定

SERAは、補助金の交付が適当と認められたものに交付の決定を行う。

③ 事業の開始

補助事業者は、SERAからの交付決定を受けた後に、事業開始すること。

契約を締結する注意点

- 契約・発注、着工は、SERAの交付決定日以降に行うこと。
- 本事業によって導入する設備等については、補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、入札や三者見積等の競争原理が働くような手続きによって調達先を決定すること。
- 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。
- 事業開始後は、SERAの作成する「補助事業の手引き」及び「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（環境省大臣官房会計課）等に基づき事務処理を行うこと。
- 事業計画に変更のある場合、又は変更が生じる恐れがある場合、必ずSERAMAまで相談し、必要な手続きを取ること。（完了時に判明した計画外の設備や工事は補助対象外とする場合があるので注意すること）

補助事業採択後における留意事項について②

採択以降～補助金交付までについて

④実績報告及び書類審査

※補助事業の完了日：検収をした日

完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに補助金の実績報告書をSERAに提出すること。

⑤補助金の支払い

補助事業者は、SERAから交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。

※財産処分納付金の納付が必要になる場合があるので注意！

⑥取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産は、取得財産等管理台帳を整備し、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめSERAの承認を受ける必要がある。

補助事業採択後における留意事項について③

採択以降～補助金交付までについて

⑦事業報告に関する規定

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間のCO2削減効果等についての報告書を環境大臣に提出すること。

⑧維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

補助事業採択後における留意事項について④

経理について

①補助金の経理について

補助事業の経費については、収支簿及びその証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておくこと。

帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の**終了後5年間**、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。

②国庫補助金の圧縮記帳等

本補助金は、「国庫補助金等」に該当するため、補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定**の適用を、また、個人の場合は、**国庫補助金等の総収入金額不算入の規定**の適用を受けることができる。

ただし、**事務費**については、これらの規定が適用されない。

③J-クレジット

補助事業者は、耐用年数等を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けた場合は、当該J-クレジットを移転又は無効化することができない。

その他

CO2削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施によるCO2排出削減量を把握し、**事業完了後においても、環境大臣及びSERAの求めに応じて事業の実施に係る情報その他事業の効果等の分析・周知等に必要な情報を提供すること。**

補助事業完了の現地調査

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果を確認するため、**環境省から委託を受けた団体による現地調査**を行う場合がある。

補助事業の明示

補助金によって整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業であることを**プレートやシール等**を利用して明示すること。

事業内容の発表について

本事業の実施内容・成果については、広く国民へ情報提供していくことが重要である。

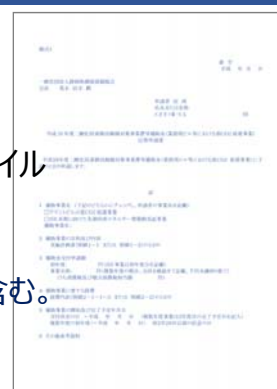
1. はじめに
2. 公募する事業の内容
3. 補助事業の実施に関する事項
4. 応募（申請）に関する事項

18

応募方法

応募書類

- ①応募申請書
- ②実施計画書
 (添付) ・省CO2排出量集計表
 ・補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル
- ③経費内訳
- ④企業概要、定款等
- ⑤経理状況説明書 ※共同事業者がある場合はそれを含む。
- ⑥法律に基づく事業者である証明
- ⑦暴力団排除に関する契約事項
- ⑧その他資料



※詳細は、公募要領で確認すること

提出部数等

- 応募書類一式（ファイリングしたもの） 1部
- 電子データ（CD-RまたはDVD-R） 1部

公募期間

平成30年4月16日（月）～平成30年5月25日（金）17時

19

事業の問い合わせについて

一般社団法人 静岡県環境資源協会 省CO2促進事業 支援センター

〒420-0853 静岡市葵区追手町9-28 興産ビル2階

メール: center@siz-kankyou.or.jp

電話: 054-266-4161

FAX: 054-266-4162

<http://www.siz-kankyou.jp/co2.html>